

女性活躍推進法に基づく

徳之島地区消防組合特定事業主行動計画

令和 3 年 4 月 1 日

徳之島地区消防組合

消防長 杉 順二

【目的】

徳之島地区消防組合（以下「組合」という。）における特定事業主行動計画は、女性の職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備により、円滑かつ継続的な両立を可能にすることを目的とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、制定する特定事業主行動計画である。

1 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 女性職員の活躍推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を効果的に推進するため、組合本部総務課を中心とし、本計画の策定・変更、本計画に基づく取り組みの実施状況・数値目標の達成状況の点検及び評価の結果等を踏まえて、その後の対策実施及び計画の見直しについて協議を行う。

3 女性職員の活躍推進に向けた具体的な取組

法第 19 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条に基づき、女性職員の活躍を推進するため、以下のとおり目標を設定する。

(1) 採用試験案内について

令和 8 年 3 月 31 日までに、受験者総数に占める女性割合を 10%程度確保できるようにする。

(2) 採用について

令和 8 年 3 月 31 日までに、採用された女性職員（臨時・非常勤を含む。）の教育を実施し、職員に占める女性職員の割合を令和 2 年度の実績（2%）より 2%以上引き上げ 5%を目標とする。

(3) 女性職員に対する環境・施設等の整備について

ア 消防組織は階級制であることから、昇任及び異動等についても適材適所を原則とした、女性職員の職域の拡大を公正に行うものとする。

イ 本組合の職員の定数は 49 人であることから、この定数内での採用となると妊娠、出産及び育児等の事情が発生した場合、直接的な人員減となり、警防力に大きな支障をきたすこととなることから、職員定数条例の見直し等の方策を検討する。

ウ 仕事と家庭の両立支援及び消防職務を継続していくための支援を図るとともに、男性職員の女性職員へ対する理解及び意識改革を行う。

エ 女性職員の活躍の場を広げるために、本部及び署所において女性専用の区画（休憩所、・浴室・仮眠室）等の施設整備を計画的に推進する。

オ 女性職員の要望に応じて、女性用の被服及び装備品の導入を検討する。

4 女性消防職員の採用を踏まえた構成町との連携

構成町（徳之島町・伊仙町・天城町）の消防事務を担う一部事務組合であることから、本計画期間における、具体的な女性採用人員、定数条例及び施設整備等に関する協議を行い、積極的に女性職員の採用を検討し、より一層女性の活躍推進に努める。

【結 び】

私たちは、限られた人数で、本計画に応えていくことは決して容易ではありませんが、仕事と家庭の両立ができる環境を整備することにより、女性の活躍推進が図れるようこの行動計画を実施し、全職員が積極的に本計画の目標達成に向け取組んで参ります。